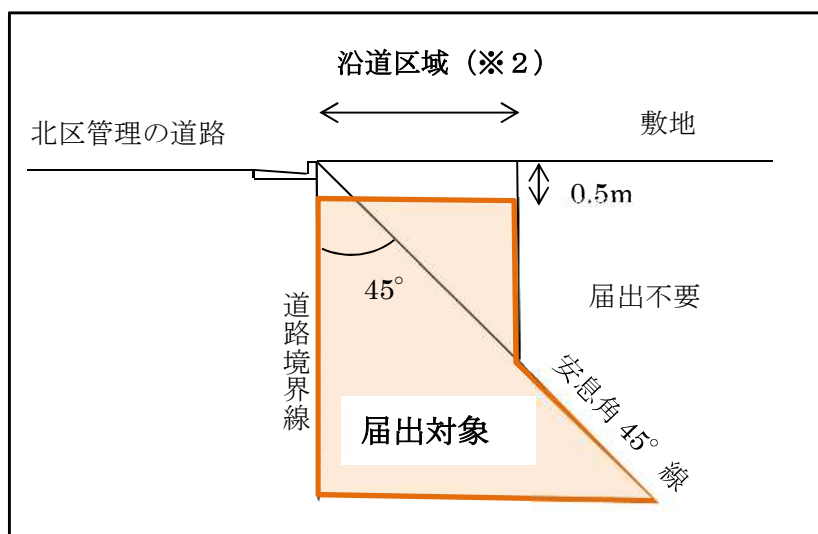


沿道掘削施行届の必要な場合とは？

建築工事、土壌汚染対策工事等により北区が管理する道路と接した敷地部分（※1下図参照）を掘削される場合は、届出をお願いします。敷地等の管理者は、道路の損傷を予防する義務があり、区はその必要な措置がとられているかを確認します。

なお、区の確認に要する期間は届出日より1週間から10日間ほどです。

※1 届出対象の範囲…この範囲で根切りする場合



※2 沿道区域の定義

	道路形態	沿道区域
一般的	路面総幅員 20m以上	5m
	路面総幅員 6m以上20m未満	3m
	路面総幅員 6m未満	路面総幅員の1/2
特殊な場合	道路屈曲部で中心半径が10m未満の内側	10m
	並木・密生した樹木や竹林等が路傍にある側	10m
	道路に隣接して高擁壁がある側	擁壁高×1.5m（最大20m）
	道路に隣接して危険な場所がある側	20m

本紙の他様式は北区HPからダウンロードできます

東京都北区 沿道掘削

検索

<お問い合わせ先>

北区土木部土木管理課管理占用係

電話 03-3908-9220

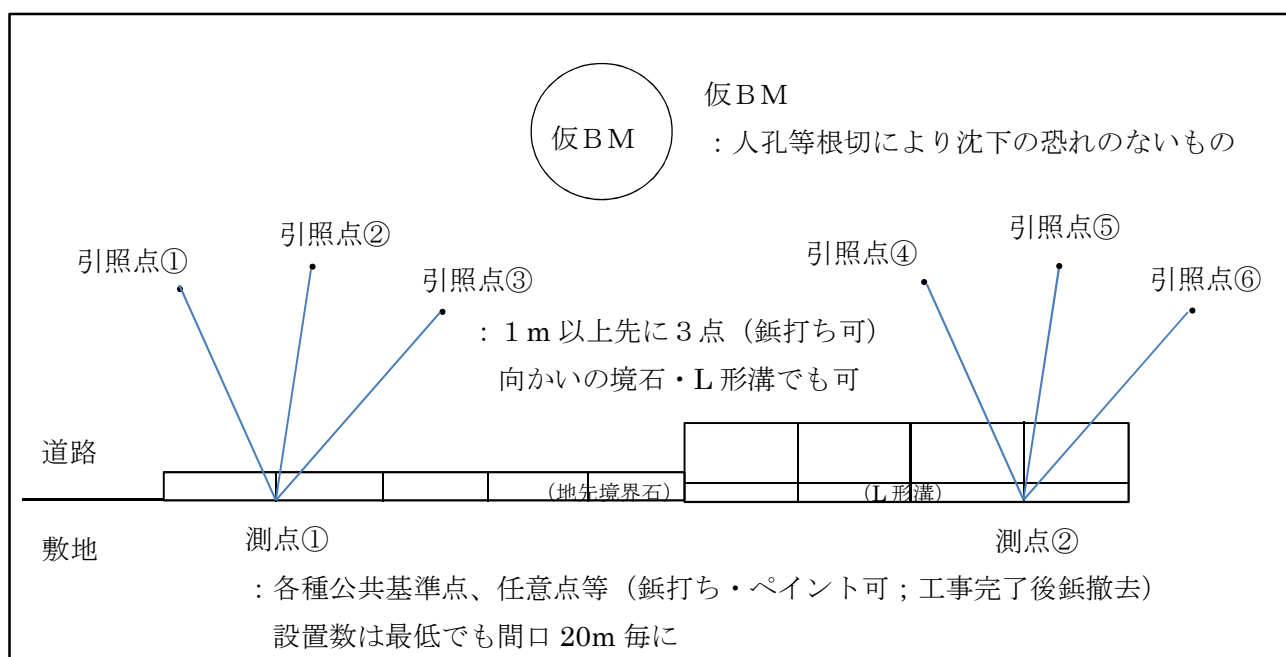
届出書類作成における留意事項

以下をそろえて**正副2部**ご提出ください。1部は区の確認後返却します。

1	沿道掘削施行届 (別紙様式参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者は施工会社 ・施工目的は(仮称)〇〇新築工事等の工事件名 ・施工箇所は住居表示で記載 ・掘削期間は杭打ちから埋戻しまで ・掘削範囲は届出対象の区域内でのもの
2	委任状 (別紙様式参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人は施工会社代表者とする ・委任者は施主とする ・届出者を現場所長または主任にする場合、施工会社代表者から現場所長または主任への工事の件に関する委任状(施工会社代表者印)も必要(=復代理人選任)
3	誓約書 (別紙様式参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工者のほか、施主印が必要
4	掘削工事仕様書 (別紙様式参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・山留仕様には工法と杭打ちの方法。親杭横矢板工法の場合はH鋼の寸法、ピッチ、長さ、横矢板の材質、長さ、厚さを記入(横矢板の厚さは3.0 cm以上) ・山留架構には腹起し、切梁、火打梁の方法、材質、寸法等 ・根切には薬液注入の有無、仮枠取り付けをして基礎コンクリート打ちの方法、仮枠取払い切梁盛替の方法等 ・埋戻しには、「良質の砂を用いて水締めしながらよくつき固める」等の方法 ・排水処理には「釜場を設けて水中ポンプで吸い上げた濁水を連結したドラム缶2本を沈砂槽として浄化した水を排水パイプにて最寄りの汚水桝に流し込む」等の方法。ただし、汚水桝使用の場合、下水道局西部第二下水道事務所の許可が必要です。 ・敷地内外の構造物等の状況には、隣地構造物、地下埋設物等の状況、街路樹・街路灯・標識その他の設置状況。地下埋設物に影響が予想される場合は調査を行い危険防止の措置をとること。
5	建築確認済証の写し	
6	案内図及び配置図	

7	建築工事概要書	(別紙様式参照)
8	道路現況図及び高低図	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図(道路)形式に道路認定幅員、電柱・雨水桝・汚水桝・標識・街路樹等をおとす ・測点、引照点、仮BMの位置を記載の上、各測点のレベルおよび引照点までの距離を記入(引照点のとり方※3参照)
9	道路現況写真	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも3方向(前面、左右)から撮ること ・上記8で設けた各測量点(仮BM含む)の近景も必要
10	工事全体工程表	・掘削期間を朱書き
11	土質柱状図	
12	山留計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・深度1m未満の場合は省略可(たわみ量は3.0cm以内)
13	山留計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図、断面図、切梁交点詳細図 ・道路境界線を明記する
14	一般建物設計図	・1階及び地下平面図、基礎伏図、立面図
15	北区居住環境整備指導要綱協定書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・主に3階建て以上かつ15戸以上の集合住宅、または延べ面積1,500㎡以上の建築物が対象 ・設計会社に問い合わせてください ・土木管理課協議回答部分のページの写しが必要です

※3 引照点のとり方



なお、届出後内容に変更がございましたら沿道掘削施行届(内容変更)(別紙様式参照)を2部ご提出下さい。また、施工後に沈下、道路損傷等がありましたら、事前協議の上、別途「道路工事施行承認申請」をお願いします。